

平成21年10月13日

各 位

会 社 名 株式会社明光ネットワークジャパン
代表者名 代表取締役社長 渡 邊 弘 毅
(コード番号 4668 東証第一部)
問合せ先 経営企画室長 高 橋 利 忠
(TEL. 03-5992-6431 代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年10月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年11月20日開催予定の第25回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 業務の効率化を図るため、第3条（本店の所在地）に定める本店の所在地を東京都豊島区から東京都新宿区に変更するものであります。なお、本変更につきましては、平成22年1月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨附則第3条で規定するものであります。当該附則については、当該本店移転日経過後、これを削除するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）（以下、「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。
 - ① 決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定および株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。（現行定款第7条、第9条第2項、第11条第3項）
ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨の附則第1条及び第2条を設けるものであります。
 - ② 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。（現行定款第8条、第11条第3項）
 - ③ 株主の皆様の権利行使に関する手続きを株式取扱規程の中で定めることを明確にするため、現行定款第12条において所要の変更を行うものであります。
 - ④ その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

現行定款と変更案の内容は、別表のとおりであります。

3. 日 程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成21年11月20日（金曜日）
- (2) 定款変更の効力発生日 平成21年11月20日（金曜日）

以 上

(別表)

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都豊島区に置く。</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第8条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に対して請求(以下、「買増請求」という。)することができる。ただし、当社が売り渡すべき数の自己株式を有さない場合は、この限りではない。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>4. 第8条に定める請求をする権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第13条～第41条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に対して請求(以下、「買増請求」という。)することができる。ただし、当社が売り渡すべき数の自己株式を有さない場合は、この限りではない。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. 第7条に定める請求をする権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条～第40条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>第3条</u> 第3条（本店の所在地）の変更は、平成22年1月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は当該本店移転日経過後、削除されるものとする。</p>

以 上